

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年10月25日

島根県広島事務所長 中道 弘明

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県広島事務所移転等業務委託

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

① 現事務所の所在地 広島県広島市中区立町1番23号

② 移転先事務所の所在地 広島県広島市中区基町11番10号

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札参加資格確認申請書の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 令和元年度以降、移転先の床面積が120㎡以上で、かつ、ア及びイの業務からなる事務所移転業務を受託し、確実に履行した実績がある者であること。

ア 移設物品の運搬設置

イ 間仕切壁設置

3 入札者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和6年11月1日（金）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの審査を受けなければならない。

(2) 申請書の提出は、持参又は簡易書留による郵送により、4(2)に掲げる場所に提出すること。持参の場合の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 審査結果は、令和6年11月6日（水）に電子メールにより通知する。

(4) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和6年10月25日（金）から11月1日（金）までの間、(2)の場所において交付する。交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(2) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒730-0032 広島県広島市中区立町1番23号 ごうぎん広島ビル6階

島根県広島事務所

電話 082-541-2410

電子メール hiroshima-ofc@pref.shimane.lg.jp

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 質疑

入札説明書及び仕様書に関して質疑がある場合は、令和6年10月29日（火）午後5時までに入札質疑書により(2)の問合せ先まで提出すること（郵送・電子メール可）。

質疑に対する回答は、提出期限後、令和6年10月30日（水）までに当該質疑者に対して回答する。

5 入札及び開札の方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所等

① 日時 令和6年11月8日（金）午後1時30分

② 場所 広島県広島市中区立町1番23号 ごうぎん広島ビル6階 島根県広島事務所会議室

③ 入札は書面により行い、即時開札とする。郵便、ファクシミリ、電話、その他の方法による入札は認めない。

6 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

2(7)の入札参加資格要件を満たしていることをもって島根県会計規則第61条の2第3号に該当するものとし、入札保証金を免除する。

(3) 契約保証金

2(7)の入札参加資格要件を満たしていることをもって島根県会計規則第69条の2第7号に該当するものとし、落札者が契約締結時に納付しなければならない契約保証金を免除する。

(4) 入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県広島事務所に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。